

平成19年度の国民保護対策の取組みについて

1 国民保護措置実施体制の整備

(1) 実施体制の整備

対策本部及び訓練に使用する物品の整備

- ・ 対策本部を設置し事務局活動を行う上で、必要な物品等を整備する。
各対策支部の活動マニュアルの作成
- ・ 本部事務局活動マニュアルで示されている、支部において実施する措置について、活動手順等のマニュアルを各総合支庁において作成する。

(2) 訓練の実施

計画及び活動マニュアルの実効性の検証のため、国民保護に係る訓練を継続的に実施

- ・ 平成19年度は、県対策本部と市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連携を検証するための図上訓練を実施する。

(3) その他

本部事務局活動マニュアルの職員及び関係機関への周知
国民保護計画及びマニュアルの見直し検討
国民保護措置の実施に必要な各種資料等の検討整備
市町村における避難実施要領のパターン作成や災害時要援護者の避難誘導体制の整備等の支援
市町村との連携のもと、避難施設の追加指定
関係機関との連絡体制の整備等

2 国民保護に係る県民への啓発

(1) 計画や国民保護措置等に係る啓発

防災に係る啓発と連携を図り、国民保護措置に係る啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に係る啓発を継続的に実施していく。

(2) その他

ホームページの充実などにより、適時適切な国民保護に係る広報に努める。

3 関係機関との連携強化

(1) 市町村、指定地方公共機関との連携強化

市町村

- ・ 県・市町村国民保護連絡会議の開催などにより、市町村における避難実施要領のパターン作成や災害時要援護者の避難誘導體制の整備など、市町村の国民保護に係る取組みを支援する。
- ・ 国民保護措置における連携方法を確認し、その強化に努める。

指定地方公共機関

- ・ 指定地方公共機関連絡会議の開催などにより、指定地方公共機関業務計画と県マニュアル等で定めている連携方法を確認し、訓練等を通じて連携強化に努める。

(2) 自衛隊・海上保安部等関係機関との連携及び隣接県等との広域連携

自衛隊・海上保安部等関係機関との連携

- ・ 危機管理関係機関連絡会議の開催などにより、県からの要請手順の確認や共同した訓練の検討などを協議し、平素からの連携強化に努める。

隣接県等との広域連携

- ・ 南東北3県国民保護連絡会議に開催などにより、情報の共有や広域連携要領、協定締結等の検討など、平素からの連携強化に努める。